

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.10

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 渡邊 剛

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【報告義務発生日】 2024年3月12日

【提出日】 2024年3月19日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと及び重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社セキド
証券コード	9878
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボ ファンド（Evo Fund）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ、インタートラスト・コーポレート・サービシズ（ケイマン）リミテッド方
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	2006年12月22日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 原口 夕梨花
電話番号	03-6775-1000

#### (2)【保有目的】

<p>純粋投資であり、状況に応じて、提出者は発行者の経営陣に対して経営の助言を行う場合がある。</p>
---

(3) 【重要提案行為等】

該当なし
------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	0		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 2,105,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 2,105,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,105,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		2,105,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年3月12日現在)	V	2,040,928
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		50.77
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		53.18

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年3月12日	株券(普通株式)	100,000	2.41	市場外	処分	借株の返還

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

関戸正実氏より借株100,000株。全ての借株100,000株が2024年3月12日付で返還された。  
 発行者と提出者は2020年6月12日付で、新株予約権（第4回、第5回及び第6回）の発行に関する第三者割当契約を締結した。同契約に基づき、発行者は、提出者が新株予約権（第4回、第5回及び第6回）を行使できない期間を指定する権利を有する。提出者は、新株予約権（第5回）について、（ ）発行から1年が経過している（ ）提出者が全ての新株予約権（第4回）を行使している又は（ ）発行者が当該制限を放棄する場合を除き、これを行使することができず、新株予約権（第6回）について、（ ）発行から2年が経過している（ ）提出者が全ての新株予約権（第5回）を行使している又は（ ）発行者が当該制限を放棄する場合を除き、これを行使することができない。また、同契約に基づき、一ヶ月当たりの新株予約権の行使の数量が一定数を超える場合、発行者はかかる行使を制限することができる。  
 発行者と提出者は2024年3月8日付で、発行者が提出者から全ての発行済新株予約権（第4回、第5回及び第6回）を購入する契約を締結した。購入は2024年3月25日に完了する予定である。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	2,767
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,767

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（米国法人）
氏名又は名称	エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー （Evolution Capital Management LLC）
住所又は本店所在地	10ステートライン・ロード、クリスタル・ベイ、ネバダ州、89402、アメリカ合衆国
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	

勤務先住所	
-------	--

【法人の場合】

設立年月日	2022年5月16日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 原口 夕梨花
電話番号	03-6775-1000

(2) 【保有目的】

純投資（投資一任契約に基づく運用を目的としている。）
----------------------------

(3) 【重要提案行為等】

該当なし
------

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H 2,105,000
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 2,105,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		2,105,000

保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T	0
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U	2,105,000

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2024年3月12日現在）	V	2,040,928
上記提出者の株券等保有割合（%） （T / (U+V) × 100）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		0.00

（5）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2024年3月12日	株券（普通株式）	100,000	2.41	市場外	処分	借株の返還

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

投資一任契約に基づく運用を目的としている。
-----------------------

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	2,767
上記（Y）の内訳	投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの。上記（Y）は、第1提出者が使用する資金である。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	2,767

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

## 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) エボ ファンド (Evo Fund)  
(2) エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Evolution Capital Management LLC)

### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

#### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	0		0
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 2,105,000	-	H 2,105,000
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 2,105,000	P	Q 2,105,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		2,105,000
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,105,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		4,210,000

#### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2024年3月12日現在)	V	2,040,928
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T/(U+V) × 100)		33.67
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		35.27

#### (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
エボ ファンド (Evo Fund)	2,105,000	50.77

エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Evolution Capital Management LLC)	0	0.00
合計	2,105,000	33.67